

(案)

対策本部決定議案
令和2年6月12日
子育て支援部

学校再開に伴う、児童館（センター）の再開について

1 提案理由

令和2年6月9日からの市立小・中学校の給食再開、同月15日からの午後授業開始など、小・中学生の生活リズムが落ち着いてきていること、また同月22日から、市立中学校の部活動が再開する予定であることを受け、日曜・夜間開館を含む児童館（センター）事業を再開する。

2 再開の開始年月日

令和2年6月22日月曜日

3 利用方法等

児童館（センター）事業の再開にあたり、感染症拡大防止の観点から、当面の間は以下の通りの対応を行う。

- ① 密集を避けるため、乳幼児の利用は正午までとする。
- ② 正午から午後2時を消毒の時間とし、施設を閉館する。
- ③ 密集を避けるため、入館者数の制限を行う場合がある。

なお、児童館（センター）事業の再開後も、以下の事業は当面見合わせる

- ① 団体での児童館（センター）の利用
- ② 児童館（センター）の施設の借用申請
- ③ 学校施設の借用が伴う、東伏見出前児童館事業

4 周知

決定後、市ホームページにより周知する。

取り扱いに変更があった場合は、改めて周知を行うこととする。